

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	県民合同法律会計事務所 弁護士 千葉県千葉市本千葉町1番1号 日土地千葉中央ビル9階
工事等の名称	松戸市離婚時の法律関係相談事業業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	50,000 円（単価・税抜）
工事等の概要	本事業は、松戸市養育費の確保支援及び親子交流の実施促進事業を行う中で、養育費等の確保及び親子交流の実施に関する相談事業では解決できない、離婚時の法律関係に関する相談を弁護士に委託して実施するものである。
随意契約の理由	選定弁護士は、離婚時における様々な法律问题や養育費及び親子交流に関する専門的な識見を有し、さらに別に親子交流等支援を委託している公益社団法人家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室の会員であるため、当該業務との連携を図るにはもっとも適切な弁護士であると考えます。 以上のことから、松戸市離婚時の法律関係相談事業業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、下記弁護士を選定することが妥当かつ適法であると思料する。